

平成30年度 第7回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

平成30年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 平成30年10月5日(金) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 諒問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第8 諒問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(19名)

1番	大西 嘉一郎	2番	石川 有利
3番	星川 安徳	4番	横尾 昇
5番	押条 和司朗	6番	篠原 義尚
7番	鈴木 俊一	8番	武村 美枝子
9番	妻鳥 和美	10番	高橋 博
11番	坂上 宏	12番	尾崎 靖雄
13番	鈴木 博美	14番	高橋 藤信

15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員(22名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悅男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	7番 宇高 勉
9番 石村 好典	10番 中泉 敏則
11番 石川 修平	12番 高橋 功
13番 立川 貞美	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	18番 真鍋 義孝
19番 加地 照男	20番 渡邊 繁
21番 越智 寧	22番 村上 佳清
23番 近藤 良啓	24番 高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

6番 合田 慎太郎	8番 鎌倉 靜夫
25番 鈴木 敏也	

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇
係長 石川 考太

次長 大西 唯文
係長 河村 由美子

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。先週に続いての台風がまた明日、25号が接近するということで、心配しているところです。農作業の遅れや被害について皆さんの方はどうだったのか案じております。何とか大儀なく通り過ぎてくれればと思っております。10月は農作業をはじめ、秋祭りが続きます。夏の疲れが季節の変わり目にちょうど出易い頃になりますので、皆さん個々に十分に気を付けられてご自愛くださるようお願いいたします。そういう中、第7回農業委員会総会にご出席いただきありがとうございました。うれしいニュースが入りましたので、お知らせいたします。前会長で農業委員を長年にわたり務められました土居町蕪崎の鈴木和夫さんがこの度旭日双光章を受章されるということで、11月の半ばに東京で天皇陛下ともお会いできるということでございます。農業委員の我々としても何かまた、落ち着いた時点で祝賀会等をできればいいなと思っております。詳細についてはこのあと局長より説明があります。

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の6番 合田慎太郎委員、8番 鎌倉靜夫委員、25番 鈴木敏也委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
17番 齋藤 伊勢子委員、16番 河村 薫委員を指名いたします。

議長　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長　報告を求めます。石川 考太君。

石川係長　受付番号69番～73番を議案書により報告

議長　以上で報告を終わりました。

議長　日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号59、妻鳥町の田2筆については、親戚からの贈与ということで土地を整形にし、利便性を図るためです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号60、金田町金川の田1筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放となっています。なお、譲受人の総経営農地面積が下限面積未満となっています。次の受付番号61番また後ほど議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号128、129でご説明いたしますが、利用権設定の申出がされております。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。柑橘を栽培されるそうです。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。受付番号61、金田町金川の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。柑橘を栽培されるそうです。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。受付番号62、川滝町下山の田1筆については、譲渡人が経営移譲年金受給権者であるため、先ほど報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、69番の案件で報告いたしました

たが、合意解約をされましたので、経営移譲年金受給の支給停止にならないよう農業後継者へ10年間の使用貸借をするものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。米を作付けされるそうです。受付番号63、土居町入野の畑2筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。柑橘を栽培されるそうです。受付番号64、65、66、67は譲受人が同じですので合わせて説明いたします。これは、同一の譲受人へ賃借権を移転し所有権移転するものです。受付番号64の畠1筆、受付番号65の畠1筆については賃借権借権の移転、受付番号66の畠1筆、受付番号67の畠1筆については所有権移転で近隣で耕作便利なためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号68の田1筆については規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。植木の苗及び松の仮植をされるそうです。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号59番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 60番

宇高推進委員 60番については、従来から譲受人が小作人として耕作しており、異議ありません。

議長 61番

委員 異議ありません。

議長 62番

委員 異議ありません。

議長 63番

委員 異議ありません。

議長 64番

委員 64番から67番まで異議ありません。

議長 68番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更についてをご説明いたします。受付番号8、川之江町の案件について、当初計画者、○○○○株式会社代表取締役、○○○は、資材置場及び駐車場を造成する計画で昭和62年5月2日に許可を受けましたが、造成しないままにしていました。継承者は土木工事業を営んでおり、現在の事務所及び駐車場が賃借で契約が満了になるため、事務所及び駐車場を建設するものです。申請地は農地のため議案第3号受付番号113の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号9、金生町山田井の案件について、当初計画者、○○○○は、結婚後も実家で親と同居していましたが、将来を見据えて農

地の隣接地に自宅を建てるべく昭和50年2月12日に許可を受けましたが、父親が亡くなり実家を継ぐこととなつたため、そのままにしていました。継承者は、太陽光発電及び住宅リフォーム業を営んでおり、申請地にリフォーム等に伴う資材置場を造成するものです。申請地は農地のため、議案第3号受付番号116の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号10、上柏町の案件について、当初計画者、○○○○は娘家族のために家を建てるべく昭和58年3月18日に許可を受けましたが、娘家族が増えたことにより、他へ移ることとなり、そのまま農地として使用していました。継承者は当初計画者の娘で家族構成も変化し、現住所地では1人で生活するには広く、また、親の介護も必要になることから、実家に近い申請地に住宅を建築するものです。申請地は農地のため、議案第3号受付番号120の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長　以上で議案の説明が終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長　受付番号8番

菰田推進委員　許可申請の経緯、現状から見て止むを得ないと思います。

議長　9番

委員　異議ありません。

議長　10番

委員　異議ありません。

議長　ほかに質疑はありませんか。

議長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議長　議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号113、川之江町の案件について受人は土木工事業を営んでおり、現在構えている事務所及び駐車場の賃貸借契約が満了するため、早急に事務所及び駐車場を構える必要となったことから、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の事務所及び駐車場建設です。議案第2号受付番号8の案件です。受人、株式会社○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号114、川之江町の案件について受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地近隣の法人及び個人から駐車場を借り受けたいとの要望があったにもかかわらず、物件が無かつたため、条件の良い申請地を譲り受けにの受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、株式会社○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号115、116、金生町山田井の案件について、関連していますのでまとめて説明いたします。受人は太陽光発電及び住宅リフォーム業を営んでおり、日照量が良好な申請地を譲り受けの受人・渡人合致の受付番号116、太陽光発電施設及びリフォーム等で利用する資材置場建設です。議案第2号受付番号9の案件です。また申請地を借り受けの受人・渡人合致の受付番号115、発電施設及び資材置場への進入路を整備するものです。受人、株式会社○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号117、金生町山田井の案件について、受人は太陽光発電及び土木業を営んでおり、日照量が良好な申請地を譲り受けの受人・渡人合致の太陽光発電施設及び土木業等で使用する資材置場建設です。受人、有限会社○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号118、妻鳥町の案件について、受人はLPガス充填及

び販売業を営んでおり、現在の資材置場が手狭となってきたことから申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場建設です。受人、○○○○株式会社代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号119、妻鳥町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、顧客のニーズに合った良質で低廉な住宅地需要に応えるべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地、11区画造成です。受人、株式会社○○○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号120、上柏町の案件について、受人は現在1人で住んでいる一戸建ての家では広過ぎ、また親の介護を見据えて実家の近隣地である母所有の申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。議案第2号受付番号10の案件です。受人、○○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号121、村松町の案件について、受人は圧縮酸素ガスの製造販売業を営んでおり、申請地の隣地に事務所を新設するに伴い、資材置場及び駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場及び駐車場建設です。受人、○○○○株式会社代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号122、具定町の案件について、受人は現在、借家住まいですが子供の成長に伴い手狭となったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号123、土居町土居の案件について、受人は現在、賃貸マンションに住んでいますが、家族が増えたことにより手狭となったことから、実家にも近く、環境にも優れている母所有の申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号124、土居町津根の案件について、受人は太陽光発電業を行っており、周辺に建物等が少なく、日照量が多く確保できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号125、土居町津根の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおりますが、貸倉庫を希望されるお客様が多いにもかかわらず、提供できる物件が無いため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸倉庫建設です。受人、有限会社○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号113番

委員 異議ありません。

議長 114番

委員 異議ありません。

議長 115番

高橋忠明推進委員 115番、116番の農地については何十年も竹林で荒れた状態でイノシシも出る所でした。また117番の農地については荒れた状態でしたので転用されることに異議ありません。

議長 118番

委員 118番、119番異議ありません。

議長 120番

委員 120番、121番異議ありません。

議長 122番

委員 異議ありません。

議長 123番

委員 異議ありません。

議長 124番

委員 異議ありません。

議長 125番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

(石川係長、受付番号128番～134番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号135番、136番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号128番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 129番

委員 異議ありません。

議長 130番

委 員 異議ありません。

議 長 131番

委 員 異議ありません。

議 長 132番

委 員 異議ありません。

議 長 133番

委 員 異議ありません。

議 長 134番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号135番、136番の再設定について質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号18番～19番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号18番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 19番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号9、個別除外の案件です。申出者、○○○○は結婚し上分町の賃貸マンションに住んでいましたが、5人の子供に恵まれ、子供の成長とともに手狭となつたことから、金生町下分の借家に移りました。子供達は上分町内の川之江南中学校、上分小学校、上分保育園にそれぞれ通っておりますが小学校に通う子供達は転居する前に入学していること、転居先が上分小学校に近いことから、転校せずに上分小学校に通つていま

すが、校区外であることから申出者夫婦どちらかが送り迎えをしています。また、現在住んでいる借家の老朽化が激しいこともあります。申出人夫婦は土地を所有しておらず、夫婦がそれぞれ上分町内に勤務していること、子供達が転校せずに通学できることを踏まえ、上分町内限定で複数検討しましたが、他に適地が無かつたため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号9番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願ひします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 札、お疲れ様でした。

閉会時間(14:10)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長 石川省利

委員 齋藤一伊勢子

委員 河村薰